［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、前項第一号イからハまで並びに第二号ロ、ホ及びトに掲げる事項は、職員のまとまりごとに公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

3　特定事業主は、次の各号に掲げる事項の公表に併せて、当該各号に定める事項の公表に努めるものとする。

一　第一項第一号ホに掲げる事項　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率
二　第一項第二号イに掲げる事項　当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合
三　第一項第二号ニに掲げる事項　内部部局等以外に勤務する職員に係る同様の事項

4　特定事業主は、第一項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項の公表に努めるものとする。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

5　特定事業主は、第一項、第三項及び第四項に掲げる事項を公表するに当たっては、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法により、女性の求職者等が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十二条第三項の内閣府令で定める者） **第一条**　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第三項の内閣府令で定める者は、同条第二項に規定する業務に係る事務を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であって、女性の職業生活における活躍の推進に資する活動を行って	（法第十八条第三項の内閣府令で定める者） **第一条**　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十八条第三項の内閣府令で定める者は、同条第二項に規定する業務に係る事務を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であって、女性の職業生活における活躍の推進に資する活動を行ってい

六　男女別の育児休業取得率
七　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率
八　職員（超過勤務手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条に定める超過勤務手当、地方自治法第二百四条第二項に定める時間外勤務手当その他これらに類する手当であって法令で定めるものをいう。）が支給されない職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間
九　職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間
十　職員に対し付与された年次休暇等の日数に対する職員が取得した年次休暇等の日数の割合
十一　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
十二　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
十三　中途採用の男女別の実績

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項は、職員のまとまりごとに公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

3　特定事業主は、第一項に掲げる事項を公表するに当たっては、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法により、女性の求職者等が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない。